

きょたくかいご じゅうどほうもんかいごじゅうようじこうせつめいしょ
 居宅介護・重度訪問介護重要事項説明書

〈令和6年4月1日〜〉

- 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
 電話番号 0195-23-5073（8時30分～17時15分まで）
 担当 二戸市社会福祉協議会居宅介護事業所（二戸市ホームヘルパーセンター）
 担当職員 深堀 千鶴子（不在の場合はサービス提供責任者が対応します）

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください

- 2 二戸市社会福祉協議会居宅介護事業所（二戸市ホームヘルパーセンター）

(1) 提供できるサービスの種類と地域

種類 訪問介護事業・重度訪問介護事業

サービスを提供する地域 二戸市内全域

(2) 同事業所の職員体制

①管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

②サービス提供責任者 介護福祉士2名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、居宅介護の計画の作成等を行う。

③訪問介護員等 5名以上

訪問介護員は居宅介護の提供にあたり、利用者の生活状況、身体状況を踏まえ、その状況に応じたサービスを提供致します。

※前項の員数は業務の状況に応じて増減できるものとする。

(3) サービス提供時間帯

	昼間帯 (基本) 8:00-18:00	早朝帯6:00- 8:00	夜間帯18:00- 22:00	深夜帯 22:00-6:00
加算率	100/100	125/100	125/100	150/100
平日	◎	◎	◎	○
土曜日・日曜日	○	○	○	○
土・日を除く 祝祭日	◎	◎	◎	○

※◎印は、既に実施中 ○印は、希望があれば検討 ×印は、実施しない。

※サービス提供の休業日は、12月29日～1月3日です。

※サービス提供可能時間は、前述のとおりですが、緊急性がある場合において

は、その限りではありません。

3 サービスの内容

(1) 居宅介護

安否確認、健康確認、環境整備（利用者の身の回りで、特に足下の危険がないように整理する）など

(1) 身体介護中心サービス

起床就寝介助、移乗移動介助、衣類着脱介助、清潔介助、排泄介助、オムツ交換、体位交換、食事等摂取介助、服薬等介助、口腔衛生介助、入浴介助、見守り、通院介助、外出介助など

(2) 家事援助中心サービス

掃除、洗濯、調理、買い物、寝具等交換、薬取り、服薬等管理、ゴミ捨て、用足しなど

(3) その他のサービス

生活に関すること、身上に関すること、介護に関することの生活相談など

(2) 外出介護

上記のサービスを組み合わせ、利用者それぞれの生活環境、形態、身体状況などを踏まえサービスを提供します。

(3) 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

4. 利用料金

(1) 利用者負担金（契約書第6条参照）

居宅介護サービスの利用に対しては、通常9割が、介護給付費の給付対象になります。利用者は、利用者負担分として、サービス料金の1割（定率負担）を事業所にお支払いいただきます。尚、利用料金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が改正された場合には改正後の金額を適用するものとします。

- ・介護給付負担額は、報酬表によります。
- ・サービス従事者2名以上でサービスを提供した場合は従事人数分を乗じます。
- ・サービス提供時間帯の加算について
基本時間帯（昼間帯）（8時から18時）
早朝帯（6時～8時）と夜間帯（18時～22時）は、25%増しとし
深夜帯（22時～翌6時）は、50%増しとなります。
- ・事業所加算について
算定要件を満たす事により事業所加算をとることができます。
特定事業所加算（Ⅰ）所定単位数の20%

特定事業所加算（Ⅱ）所定単位数の10%

特定事業所加算（Ⅲ）所定単位数の10%

・初回加算について

新規に居宅介護計画を作成した際、初回に実施した居宅介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら居宅介護を行う場合、又は、訪問介護員等が居宅介護を行う際に同行訪問した場合1ヶ月につき200単位加算となります。

・緊急時加算について

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者、又はその他の訪問介護員が緊急に居宅介護（身体介護）を行った場合1回につき100単位加算となります。

・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ

月合計負担額に34.7%を乗じた単位数で算定されます。

・特別地域加算について

厚生大臣が定める地域に居住している利用者に対して、居宅介護事業所の居宅介護従業者が居宅介護を行った場合、1回につき所定単位数の15%に相当する単位数が所定単位数に加算されます。

・キャンセル料はかかりません。キャンセルする場合は、原則としてご利用の24時間前までにご連絡願います。

・利用者の居宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電話等の費用は、利用者のご負担となります。

身体介護中心の場合

30分未満の場合	256単位
30分以上1時間未満の場合	404単位
1時間以上1時間30分未満の場合	587単位
1時間30分以上2時間未満の場合	669単位
2時間以上2時間30分未満の場合	754単位
2時間30分以上3時間未満の場合	837単位
以後30分を増す毎に	83単位を加算

家事援助中心の場合

30分未満の場合	106単位
30分以上45分未満の場合	153単位
45分以上1時間未満の場合	197単位
1時間以上1時間15分未満の場合	239単位
1時間15分以上1時間30分未満の場合	275単位
以後15分を増す毎に	35単位を加算

(2) 利用料金のお支払方法

月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をしますので、月末日までに
お支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

また、お支払い方法は、口座自動引き落とし、郵便局等の振込み、現金集金の3通り
の中から契約の際に選べます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当職員がお伺いします。

そして、当事業所のサービスの提供に関する説明を受け、利用に関する手続きを
行います。その際は障害福祉サービス受給者証を確認させていただきます。

次に、当事業所とサービス提供の契約を締結し、サービスを開始します。

(2) サービスの利用終了

① 利用者のご都合でサービスの利用を終了する場合

サービスを終了する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスの提供を終了する場合人員不足等やむを得ない事情
により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、
終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動利用終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ 病状の悪化その他の事由により、利用の継続が不相当と認められた場合。
- ・ 利用者がお亡くなりになったなど利用対象要件に該当しなくなった場合。

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場
合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ま
たは当事業所が破産した場合、利用者は、文書で解約を通知することによって
即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催
告したにもかかわらず、1ヶ月以内に支払わない場合、または利用者やご家族
などが、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約の継続が難しい
ほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービス
を終了させていただく場合があります。

6 当事業所の居宅介護サービスの特徴等

(1) 運営方針

当事業所のサービス提供従事者は、訪問介護にあたっては、利用者等の心身の状態を踏まえて、その能力にに応じ、自立した日常生活を営むことができるように入浴、整容、調理、掃除、買い物、その他生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をとりながら総合的なサービスの提供に努めさせていただきます。

(2) サービス利用のために

事項	対応の有無	備考
活動車両への利用者の乗車	×	
医療行為	×	
生産活動代行及び援助	×	
サービス提供者の変更の可否	○	希望される方はお申し出下さい
居宅介護計画の作成	○	
サービスマニュアルの作成	○	

* 利用者の居宅には、当事業所の活動車両で伺います。駐車場の確保をお願いします。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

主治医	医療機関名	
	医師氏名	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	

8 虐待防止の為の措置

事業所は利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、虐待防止等適正化委員会を設置し責任者の選定及び設置、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、啓発普及のための研修会を実施します。

9 身体拘束等の禁止

事業所はサービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体拘束をすることはありません。緊急やむを得ず利用者の身体を拘束する場合は、利用者及びご家族へ十分な説明をし、理由の他必要な事項を記録するものとする。

10 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

11 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ① 感染対策委員会の開催
- ② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修の実施
- ④ 専任担当者の配置（担当者：事業所管理者）

12 ハラスメントの防止対策

(1) ハラスメントについて事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービス従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(2) ハラスメントは介護サービスの提供を困難にし、関わったサービス従事者等の心身に悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- ① 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- ② 特定のサービス従事者に嫌がらせをするなど、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- ③ 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力

- ④ 長時間の電話、従事者や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他の行為

13 サービス内容に関する苦情

○当事業所・苦情受付担当者 職氏名 副主任 深堀 千鶴子
二戸市社会福祉協議会（代）電話 0195-25-4959
ホームヘルパーセンター 電話 0195-23-5073

○苦情受け付け・苦情解決責任者及び第三者委員会
二戸市社会福祉協議会苦情解決責任者 高橋美佐子 電話番号25-4959

第三者委員会 佐藤 順・佐藤義昭・下斗米隆司・南谷敏夫・日向壽歩子

○当事業所以外に、二戸市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・二戸市総合福祉センター 電話 0195-23-1313
- ・二戸地区広域行政事務組合 電話 0195-23-7772
- ・岩手県国民健康保険団体連合会 電話 019-623-4325

14 当事業所の概要

運営主体 社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会
代表者 会長 山口 金 男
所在地 岩手県二戸市仁左平字横手2番地3
電話番号 0195-25-4959

定款の目的に定めた事業

二戸市地域包括支援センター

二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

二戸市社会福祉協議会訪問介護事業所

二戸市社会福祉協議会（介護予防）訪問入浴介護事業所

二戸市社会福祉協議会通所介護事業所

二戸市社会福祉協議会発達支援センター風

認知症予防型デイサービス事業

日常生活自立支援事業（二戸地域権利擁護センター）

生活困窮者自立支援事業

その他二戸市社会福祉協議会の目的達成のため必要な事業

令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地

岩手県二戸市仁左平字横手2番地3

名称

社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会

会長

山口 金 男

印

説明者 所属

二戸市社会福祉協議会居宅介護事業所

氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業所から訪問介護サービスについての重要な説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印